

## 厚生労働省「第2回 レセプト情報等の提供に関する有識者会議」 医療機関の特定につながるデータには慎重な対処を

2010/10/29

厚生労働省は10月28日、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」

(座長：開原成允・国際医療福祉大学大学院院長)を開催し、事務局が2011年度からのレセプトや特定健診・保健指導のデータ提供に向けて、データの提供先や提供体制等を示したガイドライン案を提示した。



データの提供先について同案では、国の行政機関、都道府県、研究開発独立行政法人や大学(院)などとし、営利企業や外国の機関の所属者は対象外としている。委員からは、民間のシンクタンクや政党等にも情報提供すべきとの意見や、データの類型(公益性のレベルなど)によって、提供先を限定したり類型ごとのガイドラインを設定するなど柔軟に対応すべきとの声も上がった。

また、初回の会合に続き、レセプト情報に記載されている医療機関コードを提供データに含むか否かが議論となり、「医療機関の特定ができるデータは提供すべきでない」とする医療機関代表者と、「患者動向や連携の状況を知る上で必須」とする研究者側の代表者とで意見が対立した。しかし、運用の初期段階は提供データに制限をかけるなどガイドラインを抑制的に設定すべきとの意見があり、また、医療機関が特定できた場合に、そこで使用した医薬品や医療機器の情報が悪用されることや、特定の企業の利益につながる可能性もあるとして、慎重に対処すべきとの意見が大勢となった。

一方、有識者会議の個別審査を経ずにデータ提供を許可する場合として事務局は、過去に同様の類型の審査を通過しているような場合や、厚生労働省の各部局が公表する統計資料や政府開催の審議会等(中医協等)に提出する資料に利用する場合を提示、委員から反対意見は出なかった。

### ■委員によるモデル事業実施の提案も

同案では、2011年度からのレセプト等のデータ提供を試行的実施と位置付けており、目下検討中のガイドラインについても、2011年度のみを試行的なガイドラインとし、必要に応じて随時改訂していく考えだ。ガイドラインの精緻化に向けて、松田晋哉委員(産業医科大学医学部教授)は「医療費適正化の視点でいくつか課題を設定し、年度内に委員など利用者限定でモデル的に事業を運用してみてもどうか」と提案。その上で、運用上の問題点、ガイドライン上の問題点を同時に模索すべきと述べ、他の委員の賛同を得た。モデル事業案として松田委員は、「放射線治療に対してアクセスの悪い地域をデータから読み取る」ことを例に挙げた。

次回開催予定は11月25日。